全部取得条項付種類株式取得につき株券提出公告

当社は、平成二十二年二月二十三日開催予定の臨時株主総会及びB種株主による種類株主総会において、B種種類株式に名称が変更された当社普通株式に対し、全部取得条項を付する旨の定款変更案が承認可決されること、並びに同臨時株主総会において、当該B種種類株式の全部を平成二十二年三月九日付けで当社が無償で取得する旨の議案が承認可決されることを条件として、全部取得条項付種類株式であるB種種類株式（現在の普通株式）の全部を取得することにいたしましたので、該当株式にかかる株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年三月九日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年二月八日

東京都港区高輪二丁目一五番二一号

株式会社サンレジャー

代表取締役　小野　稔

株式交換につき株券等提出公告

当社は、株式会社メイワパックスホールディングスを完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年三月十日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年二月八日

大阪府柏原市円明町八八八番地の一

株式会社メイワパックス

代表取締役　増田　恭敏

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である髙橋英樹が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十二年二月八日

仙台市若林区連坊小路一二七番地フタミビル

SUGAR WAVE, INC.

日本における代表者　髙橋　英樹

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である長田康道が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年二月八日

東京都千代田区紀尾井町四番一号ニューオータニガーデンコート

スナップ・リミテッド

日本における代表者　長田　康道

限定承認公告

本籍名古屋市瑞穂区彌富町字円山三三番地の一一、最後の住所名古屋市天白区表山一丁目一一八番地コープ野村八事二〇六号

被相続人　亡　長谷川万見子

右被相続人は平成二十一年四月十四日死亡し、その相続人は平成二十二年一月二十九日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月八日

名古屋市瑞穂区彌富町字円山三三番地の一

限定承認者　長谷川潤子

限定承認公告

本籍大阪市生野区中川二丁目三九番地、最後の住所大阪府大東市御供田四丁目五番八号

被相続人　亡　中井　文子

右被相続人は平成二十一年十一月二十日死亡し、その相続人は平成二十二年一月二十六日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月八日

大阪府大東市御供田四丁目五番八号

限定承認者　中井　初美

限定承認公告

本籍島根県松江市乃木福富町七三五番地三六、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市南湖二丁目九番一号

被相続人　亡　多々納　誠

右被相続人は平成二十一年十一月三日死亡し、その相続人は平成二十二年一月二十六日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月八日

島根県松江市乃木福富町七三五番地三六

相続財産管理人　多々納生子

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年三月十二日をもって投資助言・代理業、投資運用業、及び第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年二月八日

大阪市中央区瓦町三丁目五番七号

株式会社レイコフ投資顧問

代表取締役　梶原　聖二

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五億一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十二年一月二十九日付官報の号外第十九号九十頁に掲載されています。

平成二十二年二月八日

東京都新宿区西新宿一丁目二三番三号廣和ビル九階

エスエフ・プログレス特定目的会社

取締役　三浦　昭彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年三月十九日付官報の号外第五十五号一八六頁に掲載されています。

平成二十二年二月八日

東京都新宿区西新宿一丁目二三番三号廣和ビル九階　エスエフ小岩開発特定目的会社

取締役　三浦　昭彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年十一月十日付官報の号外第二三八号八十八頁に掲載されています。

平成二十二年二月八日

東京都千代田区九段南四丁目六番一号九段シルバーパレス二〇二号室

エスエフ塩浜開発特定目的会社

取締役　飯村　忠昭

訂正公告

平成二十二年一月二十七日（号外第十七号）掲載の資本金の額の減少公告（枠組）中、次の事項「減少する資本金の額全額を資本準備金とする」が欠落していたので追加して訂正します。

平成二十二年二月八日

東京都杉並区南荻窪一丁目三三番二一号

株式会社アイ・エフ

代表取締役　今井　重夫

訂正公告

平成二十二年一月二十七日（号外第十七号）掲載の新設分割公告及び決算公告（枠組）中、西部日警株式会社の住所「徳島県三次市池田町州津中津一八三四番地一」とあるは「徳島県三好市池田町州津中津一八三四番地一」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十二年二月八日

徳島県三好市池田町州津中津一八三四番地一

西部日警株式会社

代表取締役　武田　明

正　誤

平成二十一年八月二十六日（号外第百八十二号）公布国土交通省令第五十一号（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一六ページ下段一行目の前に次のように加える。

別記第四号様式中「又は都道府県知事」を削る。

二〇ページ上段終りから二一行目と二〇行目の間に次のように加える。

別記第十号様式中「又は都道府県知事」を削る。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月五日付特第五号二ページ●同月十八日付参会第一号（その一）一二ページ

◉付録　一月官報目録八ページ

八日付第二五号九六ページ●同日付政府調達第二五号四〇ページ●一月ページ●同（その二）二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　送料別（配）